

材鑑調査室共同利用内規

- 第1条 京都大学生存圏研究所材鑑調査室（以下材鑑室という。）の共同利用施設の利用については、この内規の定めるところによる。
- 第2条 材鑑室共同利用は、材鑑（木材標本）、顕微鏡標本、ならびにこれらに関連する研究資源を利用し、木の文化と科学に寄与する研究の発展を目的とする。ただし、所長が特に適当と認めた場合は、この限りではない。
- 第3条 材鑑室を利用することのできる者は、次のとおりとする。
- 一 学術研究を目的とする国内外の研究機関に属し、第2条の目的に合致する者
 - 二 教育・研究を目的とする国内外の教育・研究機関に属し、第2条の目的に合致する者
 - 三 その他、所長が特に適当と認めた者
- 第4条 材鑑室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、研究代表者を定め、所定の利用申請書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。また、研究代表者以外の利用者（以下「研究協力者」という。）は、利用申請書に明記しなければならない。
- 2 前条第二号に定める者のうち、学生は研究代表者となることはできない。ただし、博士後期課程に在学する者および、所長が認めた場合は、この限りではない。
 - 3 前条に定める者のうち常勤職員が研究代表者になる場合は、その者を利用責任者とする。ただし、研究代表者が常勤職員でない場合は、常勤職員を研究協力者に加えて、その者を利用責任者とする。
- 第5条 材鑑室の利用を承認された研究代表者あるいは利用責任者は、材鑑室を研究代表者および研究協力者以外に使用させてはならない。
- 第6条 利用者は、承認された利用目的以外の用途に材鑑室を利用することはできない。不正利用が確認された場合、所長はその利用を取り消すことがある。この場合、その不正利用に起因するすべての責任は利用責任者に帰属する。
- 第7条 利用に伴い明らかな過失または故意により実験・測定機器が故障し、修理の必要が生じた場合は、利用責任者が原状回復する。
- 第8条 本学以外の利用者が研究遂行上受けたいかなる損失及び事故に関しても、応急措置以外、本学は一切の責任を負わず、当該利用者の所属機関等で対応するものとする。
- 第9条 研究代表者は、申請書に記載された事項について変更しようとする場合は、研究所が別に定めるところにより、再申請を行うものとする。
- 第10条 研究代表者は、研究終了時に利用結果を所長に報告しなければならない。
- 第11条 所長は、必要に応じて、研究代表者に対して、利用状況・結果の報告を求めることができる。
- 第12条 利用者が材鑑室を利用した研究結果を論文等で公表する場合は、京都大学生存圏研究所材鑑調査室を利用した旨を明記するものとする。
- 第13条 材鑑室を利用した研究の成果に基づいて特許を申請する場合は、事前に生存圏データベース共同利用・共同研究専門委員会に報告しなければならない。
- 第14条 この内規の定め違反した者、その他材鑑室の運営に重大な支障を生ぜしめた者があるとき、所長は利用の承認を取り消し、またはその者に一定期間材鑑室の利用を認めないことがある。

第15条 この内規に定めるもののほか、材鑑室の利用に関し必要な事項は、生存圏データベース共同利用・共同研究専門委員会の議を経て、所長が定める。

附 則

この内規は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は令和6年4月1日から施行する。